

参加表明に関する質問に対する回答

令和4年4月21日に公告した鳥取市公設地方卸売市場再整備事業への参加表明に関する質問について、下のとおり回答します。

	質問受付日	質問内容	回答日	回答
質問 1	令和4年 4月28日	<p>公告3(2)ア(ウ)及び募集要項P11の5(2)①ウにおいて「技術士又はRCCMの資格者を担当者として配置」とありますが、建築設計業務において担当役割が分かりません。</p> <p>また、本設計業務は建築設計業務であり、設計業務を行う者の参加資格要件には一級建築士事務所登録がありますが、一般的に建築設計事務所は建築士で構成され、技術士やRCCMの資格は求められません。市内建築設計事務所では技術士やRCCMの資格を有する事務所はごく一部に限定されるため、技能士又はRCCMの資格保有者の配置要件は募集要項P9の4(6)による地元業者の活用の主旨に反しているのではないのでしょうか？そのため技能士及びRCCMの資格保有者の配置要件を削除頂けないのでしょうか？</p>	令和4年 5月6日	<p>技術士、RCCMの資格保有者には、都市計画の決定に向けての支援を求めています。</p> <p>建築確認は、都市計画の決定がなされた後を想定していますので、その間における、市の業務への支援体制を求めるものです。</p> <p>なお、構成企業のうち、設計業務を行う者に、有資格者を担当者として配置することを求めており、構成企業での雇用期間等を求めるものではありません。</p> <p>要求水準等に記載するとおり、国交付金の活用を前提に、市場機能をき損しないように配慮した整備を求めています。結果として、事業スケジュールが限定的になることを想定しています。</p> <p>加えて、都市計画の決定が必要となりますので、市が行う手続きが遅滞なく行えるように、必要となる支援をいただくため、担当者を置くことを要件とするものです。</p>

<p>質問 2</p>	<p>令和4年 4月28日</p>	<p>公告3と募集要項5の応募者の備えるべき参加資格要件において、設計業務、工事監理業務、建設工事業務を行う者に「平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に建設工事が完了（竣工）した延床面積4,000㎡以上の倉庫又は倉庫に類似した施設」の実績要件がありますが、社会情勢的にもそもそもの物件数が少ない上に倉庫又は倉庫に類似した施設に限定すると、市内業者の参加を制限し、地元業者の活用の主旨に反しているのではないのでしょうか？「平成20年4月1日から」や「倉庫又は倉庫に類似した」、「元請（建設工事においてはJVの実績は最大比率）」の制限を無し（緩和）として頂けないでしょうか？</p>	<p>令和4年 5月6日</p>	<p>要求水準等に記載するとおり、国交付金の活用を前提に、市場機能をき損しないように配慮した整備を求めています。</p> <p>この配慮には、卸売市場として必要と考えられる品質管理や衛生管理を当然に求めており、近年の同管理水準の情勢を踏まえ、かつ、それに必要とされる機能の維持管理を鑑みた提案を期待しています。</p> <p>この提案を受けるに当たり、一定の期間中に、本公設地方卸売市場の類似施設で、かつ、今回想定している面積での実績を有する者を要件とするものです。</p>
-----------------	-----------------------	---	----------------------	---